

日薬業発第 483 号  
令和 4 年 3 月 18 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での  
医療用抗原定性検査キットの取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部並びに同医薬・生活衛生局総務課より別添の通り事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

標記につきましては令和 3 年 9 月 27 日付日薬業発第 225 号（また、陳列・広告等に関する取扱いの一部変更等の留意事項につきましては令和 3 年 11 月 19 日付日薬業発第 289 号）にてご案内したところですが、本事務連絡はその一部を改正するものであり、主な変更点は以下の通りです。

- **事務連絡**「第 2 薬局において販売する場合の対応」の（1）中、陰性の場合の対応として「抗原定性検査の性質上、感染の可能性が否定されたものではない」旨が追記されました。併せて、**別添 1（購入希望者への説明文書）**についても同様の説明が追加され、「無症状者への使用は推奨されない」旨の記載が削除されました。
- **別添 2（販売時の確認書への署名）**が廃止となりました。

購入希望者への説明に関しましては、抗原定性検査の性質上、体内のウイルスが少ない場合等には正確な結果が得られない場合があること、また、偽陰性の可能性もあるため、症状がある場合には確実に医療機関への受診につなげるよう、引き続き丁寧な説明が必要です。

また、販売時の確認書への署名は不要となりましたが、医療用抗原定性検査キットは薬機法における薬局医薬品として取り扱われるものであり、販売にあたっては販売記録の保存が引き続き必要ですのでご注意ください。

つきましては、地域の感染拡大防止に資するため、全ての薬局における積極的な取扱いにご協力いただけるよう、貴会会員にご周知方よろしくお願い申し上げます。

<別添>

- 新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて（令和 4 年 3 月 17 日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）